

# 定 款

一般社団法人 全国花き輸出拡大協議会

# 一般社団法人 全国花き輸出拡大協議会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国花き輸出拡大協議会と称し、英文では、Ippan Shadan Hojin JAPAN FLOWERS AND PLANTS EXPORT ASSOCIATION と表示する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、新たに国産花きの輸出を行おうとする者及び国産花きの輸出の拡大を図ろうとする者（以下「輸出希望者」という。）が主体となって、情報の収集、交流活動、海外広報活動等の支援活動等を連携して行うことにより、国産花きの輸出拡大に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国産花きの輸出戦略の策定
- (2) 国産花きの輸出促進に資する政策提言
- (3) 海外の輸出環境に関する情報の収集
- (4) 輸出希望者に対する輸出拡大に資する有用情報の提供
- (5) 輸出希望者間の交流活動
- (6) 海外広報活動
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項

2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は、第3条の目的に賛同する次の者とする。

- (1) 全国を活動範囲とする花き関係団体
- (2) 都道府県を活動範囲とする花き関係団体
- (3) 農業者個人、農業生産法人及びこれらが組織する農業協同組合等の生産者団体のうち輸出希望者
- (4) 花きの流通及び販売に係わる企業及びこれらが組織する団体のうち輸出希望者
- (5) 学識経験者その他個人
- (6) その他協議会の活動に賛同するもの

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（入会及び会員の届出）

第6条 会員になろうとする者は、所定の様式による申込みを行い、会長の承認を得るものとする。

- 2 会員は、その氏名、名称及び住所等に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を届けなければならない。

（経費の負担）

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

- 2 会員に入会する者は、総会で定める入会金を納入しなければならない。
- 3 入会金は、会員の退会の場合においてもこれを返還しない。

（任意退会）

第8条 会員は、別に定める所定の様式による退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 会員は、この協会に対する債務を完済するまでは退会することができない。また、既に納入した会費その他の拠出金品は、退会時にこれを返還しない。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉をき損し、若しくは目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき
- (2) 第7条の支払いの義務を1年以上履行しなかったとき
- (3) 当該会員が死亡、又は解散したとき
- (4) 当該会員が除名されたとき

## 第4章 総会

（構成）

第11条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散及び残余財産の処分
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって決議し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

## 第5章 役員

### (役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の会長を一般法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事を一般法人法上の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第20条 理事及び監事は、会員又は会員の構成員の中から総会の決議によって選任する。ただし、理事のうち2人以内は、会員以外の者から選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。

### (理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 専務理事及び常務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監事監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、前2項の規定による監査及び調査の結果、この法人の業務又は財産に関し、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。役員報酬は総会の決議をもって定める。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(損害賠償責任の一部免除)

第26条 この法人は、一般法人法第114条第1項に定める理事及び監事の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第6章 理事会

(構成及び開催)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会は年2回開催する。

4 臨時理事会は次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長、専務理事又は常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該理事会において他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第32条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項(第21条第5項の報告を除く。)を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、理事会に出席した会長及び監事は、これに記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(資産)

第34条 この法人の資産は、次の各号をもって構成し、会長が管理する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監事監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第38条 この法人が資金を借入れしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(剰余金)

第39条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 委員会

(委員会)

第43条 この法人は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 委員会に関する必要な事項は、理事会が別に定める。



## 第10章 事務局

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため事務局を設置し、所要の職員を置く。

- 2 事務局に関する必要事項は、会長が別に定める。
- 3 職員は、会長が任免する。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第12章 補則

(委任等)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

- 2 この定款に定めのない事項は、すべての一般法人法その他の法令によるものとする。

## 附 則

- 1 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和5年3月31日までとする。
- 2 全国花き輸出拡大協議会の会員は、一般社団法人全国花き輸出拡大協議会の会員として引き継ぐものとする。